

	質問	回答
1	契約期間中に、電力の契約に影響があるような、設備の増減及び変更、建物の増改築や建替等の工事予定はありますか？	現時点で予定ありません。なお、契約期間中に工事等が発生する場合は、別途協議とします。
2	弊社が落札者になった場合、別途提示の契約書（案）の内容の加除について、もしくは別途覚書を取り交わすことについて協議させていただくことは可能ですか。	電気供給契約書（案）の記載内容については、協議できません。記載内容の疑義及び電気供給契約書（案）に定めのない事項については、第20条により協議を行います。
3	郵便にて入札に参加した場合、落札者以外の他社応札情報（社名、応札価格）について開示可能でしょうか。もしくは開札時に立会した場合、その情報は開示されますか。また、ホームページ等で公表されますか。	他社の応札情報については開示しません。
4	委任者（社長）から受任者（支店長）への委任状を提出することで、「一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）」以降の書類について受任者（支店長）で提出することは可能でしょうか。	差し支えありません。
5	各種様式に記載する日付について指定はありますか。なければ、提出日（発送日）を記載することで問題ないですか。	差し支えありません。
6	入札書は封筒に入れて密封とのことですが、封印としての封筒への押印は必要でしょうか。必要な場合、封緘印は代表者印（受任印）もしくは復代理人の印でよろしいでしょうか。また押印箇所について指定はございますか。	封印としての封筒への押印をお願いします。封緘印は代表者印（受任印）でよろしいです。押印箇所について指定はありません。
7	東北電力株式会社の電気標準約款等にもとづいた燃料費等調整を行った電気料金での請求は可能でしょうか。	仕様書3（1）のとおりです。
8	契約期間の開始前または契約期間中に料金改定等、当社電気標準約款等の変更が生じた場合、契約単価や燃料費等調整の取扱いを変更することは可能でしょうか。	電気供給契約書（案）第11条に基づき、別途協議します。
9	委任状（様式2）の委任期間は、「自」を提出月日、「至」を令和8年5月31日と記載してよろしいでしょうか。	差し支えありません。
10	「入札書（様式4）」について、復代理人が提出する場合、代表者氏名は代理人（支店長）で記載し、代表者（社長）の押印は不要でしょうか。	代理人の記名及び押印があれば不要です。
11	「みなし小売電気事業者が採用する燃料費等調整単価によらず、落札者独自の調整方法」や「毎月の燃料費調整を行わないこと」を認める可能性はありますか。	電気供給契約書（案）第11条に基づき、別途協議します。
12	入札対象施設の現供給者を教えてください。（切替時に必要となります。）最終保障契約の場合その旨お知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承ください。	東北電力株式会社です。なお、最終保証契約ではありません。
13	入札対象施設のなかで、初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設がありますか。また、念のための確認となりますが、自動検針装置（スマートメーター）の設置の有無を教えてください。	現契約者以外が落札者となった場合は、初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設があります。また、5施設すべてに自動検針装置（スマートメーター）の設置が有ります。

14	各施設の現在の計量日を教えてください。	毎月1日です。
15	現供給の計量日が1日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1日」に変更となりますが、ご容赦いただけますか。	落札決定後、別途協議します。
16	計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承くださいませ。 (例:使用期間が3/1~3/31の場合、計量日は4/1 0:00)	落札決定後、別途協議します。
17	内訳書の作成にあたり、仕様書3(1)に記載のとおり、力率を100%とし、12か月分の力率割引額を基本料金割引額欄(C欄)に記載し、力率割引後の年間基本料金計を算出することによってよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。力率割引の欄を設ける場合は、内訳書の「〇〇割引」欄を使用してください。
18	弊社は蓄熱割引等の適用ができませんがご了承くださいませ。また、内訳書内の電力量料金の〇〇割引欄(f欄)は空欄のままよろしいでしょうか。(何か入力が必要な場合はお知らせください)	落札決定後、別途協議します。
19	契約電力500kW以上の施設で、仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なる施設がございますか。その場合は、対象施設の現在の契約電力と直近12か月間の最大電力を教えてくださいませでしょうか。また、供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は、切替時に変更理由と根拠資料を提出していただきます。なお、変更が供給開始日に間に合わない場合は、変更する日をずらしていただきますがよろしいでしょうか。	契約電力が500kW以上の施設で、仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なる施設はありません。
20	1年以内に協議により契約電力を500kW未満の値に減少した施設がございますか。その場合の定め方は以下の通りとなりますので、あらかじめご了承ください。 「契約電力を減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値が減少後の契約電力を上回る場合は、契約電力はその上回る最大需要電力の値とし、上回らない場合は、契約電力は減少後の契約電力とする。」	該当ありません。
21	弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。	落札決定後、別途協議します。
22	1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。 (例:庁舎〇〇円、売店〇〇円等)。 ある場合は、対象施設と分担数を教えてくださいませ。 また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただけます。なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。	分担しての支払いはありません。
23	弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者が電気需給約款に定める算定諸元(基準燃料価格等の算出係数や算定式)を用いて計算します。これについては、弊社は応札時点において適用されている算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整額を計算いたしますので、算定諸元が変更になった場合においても、応札時点の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値及び算定式のことであり、ご契約満了まで燃料費等調整額(〇.〇〇円)を固定するお願いではありません。	落札決定後、別途協議します。

24	供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価・電力量料金も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。	電気供給契約書（案）第11条に基づき、別途協議します。
25	地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。	電気供給契約書（案）第11条に基づき、別途協議します。
26	契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。	記載内容の疑義及び電気供給契約書（案）に定めのない事項については、第20条により協議を行います。
27	契約期間中及び契約満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。	承知いたしました。
28	入札書に記載する日付に指定はございますか。	実際の提出日としてください。
29	電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。契約を締結した後、1年に満たないで契約を廃止される場合（または契約電力等を1年に満たないで減少される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したものと後日料金を精算することは可能ですか。	落札決定後、別途協議します。
30	契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。	現時点で予定ありません。なお、契約期間中に工事等が発生する場合は、別途協議とします。
31	契約電力500kW以上の対象施設においては、契約電力を超過に対し超過金が発生するが許容いただけるか。	電気供給契約書（案）第11条に基づき、別途協議します。
32	各対象施設の現在の供給事業者はどこか。	東北電力株式会社です。
33	各対象施設の計量日は何日か。	毎月1日です。